

庄内川水防連絡会規約

令和8年6月19日

土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議 協議会
(水防連絡会 編)

■ 水防連絡会 規約	10-3
------------------	------

庄内川水防連絡会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「庄内川水防連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は庄内川河川事務所管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期すことを目的とする。

(業 務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 重要水防箇所に関すること。
2. 河川改修の状況に関すること。
3. 既往洪水における出水状況に関すること。
4. 水防資器材整備状況に関すること。
5. 水防警報に関すること。
6. 水防時の交通規制に関すること。
7. 合同河川巡視に関すること。
8. 水防にかかわる広報宣伝に関すること。
9. その他本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

(構 成)

第4条 本会は別表－1に掲げる庄内川河川事務所管内の水防関係機関をもって構成する。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会は下記の役員を置く。

- | | |
|--------|------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 2 名 |
| 3. 委 員 | 12 名 |
| 4. 幹事長 | 1 名 |
| 5. 幹 事 | 15 名 |

(会 長)

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は中部地方整備局庄内川河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条

1. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
2. 副会長は尾張建設事務所長及び多治見土木事務所長をもってこれにあてる。

(委 員)

第8条

1. 委員は会務を評議する。
2. 委員は別表－1に掲げる者をもってこれにあてる。

(幹事長)

第9条

1. 幹事長は幹事会を運営し本会の業務を処理する。
2. 幹事長は庄内川河川事務所事業対策官をもってこれにあてる。

(幹 事)

第10条

1. 幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
2. 幹事は別表－1に掲げる者をもってこれにあてる。
3. 水防管理団体の幹事は水防管理団体の管理者が推薦した者をもってこれにあてる。

第3章 運 営

(委員会)

第11条

1. 本会の運営は委員会の決議による。
2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認められたとき、会長が招集し会務を評議する。
3. 委員会の議長は会長がこれにあたる。
4. 特別の事項を審議するため臨時委員を置くことができる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条

1. 本会の事務局は中部地方整備局庄内川河川事務所流域治水課内に置く。
2. 事務局職員は庄内川河川事務所職員のうちから会長がこれを指名する。
3. 事務局職員は幹事長の指示を受け本会の事務を処理する。

第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は平成14年 5月21日から実施する。

(当初は平成 3年 3月14日から施行)

平成18年	5月24日	一部改訂
平成20年	5月22日	一部改訂
平成26年	5月22日	一部改訂
平成27年	5月19日	一部改訂
令和 元年	5月30日	一部改訂
令和 2年	5月29日	一部改訂
令和 5年	6月14日	一部改訂

令和 6 年 6 月 1 0 日
令和 8 年 6 月 1 9 日

一部改訂
一部改訂

<別表—1>

機 関 名	委 員	幹 事
国土交通省庄内川河川事務所	事務所長（会長）	事業対策官（幹事長）
岐阜県多治見土木事務所	事務所長（副会長）	施設管理課長
愛知県尾張建設事務所	事務所長（副会長）	維持管理課長
愛知県海部建設事務所	事務所長	維持管理課長
愛知県尾張県民事務所	事務所長	次長兼総務県民課長
愛知県海部県民事務所	事務所長	次長兼県民防災安全課長
○多治見市	市長	建設水道部長
○土岐市	市長	建設水道部長
○名古屋市	市長	防災危機管理局危機対策課長
瀬戸市	市長	防災安全課長
○春日井市	市長	建設部河川排水課長
○清須市	市長	建設部土木課長
あま市	市長	市長公室危機管理課長
大治町	町長	建設産業部土木課長
○海部地区水防事務組合	管理者	総務部防災危機管理課長 事務局長

※○は指定水防管理団体